

第161回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

日本カーボン株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、株式会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.carbon.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令、定款に適合することおよび業務の適正を確保するための体制の整備」について、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および、「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年4月10日開催の取締役会において、基本方針を変更しております。また2008年7月25日の取締役会において、公益に係る内部通報及び外部通報に関し、適正な対応を定めるため、公益に係る内部通報及び外部通報対応規定を制定しております。業務の適正を確保するために、次のとおり運営を行っております。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存しております。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

危機の発生について全力を挙げてその予防を図ると共に、万一発生した危機に対しては、正確かつ迅速に、誠意を持って解決にあたり、会社の社会的信用の維持と損害の軽減に努めることを基本方針として、危機管理基本マニュアルを制定しております。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な中長期の目標を明確にし、その目標を具体化するため、毎期、事業部門毎の業績目標と研究開発や設備投資を含めた予算を設定し実施計画を策定しております。
- ② 各事業部門を担当する取締役は、実施計画達成のための具体的施策や権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築しております。
- ③ 業務統括部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、経営会議に報告しております。
- ④ 各事業部門を担当する部門長は、目標との差異要因を分析し、その要因を排除、低減する改善策を業務推進会議に報告し、必要に応じ目標を修正しております。
- ⑤ 各事業部門を担当する部門長は、④の議論を踏まえ、各事業部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を改善しております。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役および監査役並びに使用人すべてを対象とし、倫理法令遵守の基準であり手引書ともなる「倫理法令遵守の基本方針」および「日本カーボン行動基準」を制定し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。また、その実現のため、以下の組織体制を確立しております。

- ① 社長を議長として、取締役および監査役（オブザーバー）から成る、倫理法令遵守委員会を設置することで、倫理法令遵守関係の全てを統括、決定できる体制としております。
 - ② 倫理法令遵守委員会の下に、倫理法令遵守統括室を置き、事務局業務を含め一貫して取り扱う体制としております。
 - ③ 倫理法令遵守統括室は、当社全部門およびグループ各社を直轄する体制としております。倫理法令遵守に関する事項につき社員からの報告、相談に対応する直通窓口を設置すると共に、外部弁護士宛の外部通報窓口も設置し、疑義ある事項の調査、是正および遵守状況のチェックを行い、倫理法令遵守委員会に報告しております。
 - ④ ③における報告、相談を行った者がいかなる場合も不利益を被らないための運用マニュアルを設定しております。
- (5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社事業改革推進室企画部をグループ各社全体の内部統制に関する担当部署とし、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示事項の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を進めております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査業務に必要な場合は、内部監査部門に所属の使用人に対し、必要な事項を命令することが出来るものとしております。

(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、専任とし、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行います。また、当該使用人の任命、異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制としております。

- (8) 取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人並びにグループ会社の取締役等は、監査役会に対して、取締役と監査役会との協議により決定する報告の方法により、当社およびグループ会社に重要な影響を及ぼす事項を報告するものとしております。ただし、これらの事項に関する重大な事実を発見した取締役および使用人並びにグループ会社の取締役等は、監査役に直接報告することができるものとしております。また、監査役への報告を行った者がいかなる場合も不利益を被らないための運用マニュアルを設定しております。

- (9) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- ② 当社は、監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、その費用を負担いたします。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

- (10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による、取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングおよび監査役会と会計監査人の意見交換会を開催するものとしております。

- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行について

取締役会を月に1回以上開催し、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督いたしました。

なお、当事業年度は取締役会を21回開催しております。

- ② コンプライアンス体制について

倫理法令遵守委員会を定期的に開催し、倫理法令遵守に関する事項について疑義ある事項の調査および遵守状況のチェックを行い、取締役および監査役に報告いたしました。

- ③ 内部監査の実施について

内部監査部門は当社および当社グループ各社に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役会に報告を行いました。

④ 監査役の職務の執行について

監査役3名は監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査いたしました。また、会計監査人との四半期レビュー結果の報告会や期末監査報告等を中心とした意見交換、代表取締役との定期面談、工場および子会社の往査等による監査を実施いたしました。なお、当事業年度は監査役会を23回開催しております。

⑤ 企業集団としての業務の適正を確保するための体制の運用について

グループ会社を含めた企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用については、関係会社管理規定に基づく情報の共有化を推進して管理いたしました。また、現在の業況の報告、今後の事業推進方針について随時意見交換を行いました。さらに毎月の経営会議において、各関係会社の業況報告を企画部長からされることで、業況を適時適切に把握いたしました。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現を目的として、当社株券等の大量買付行為への対応策を導入しております。

(1) 基本的な考え方

当社取締役会は、当社株券等の大量買付行為に関し、たとえそれが当社取締役会の賛同を得ないものであっても、会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。しかし、このような株券等の大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら会社の株価を上昇させて株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行う買付けなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

よって、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当該買付者に対する協議・交渉等を行うことを可能としたりすることにより、当社の企業価値の向上および株主共同の利益を実現するための合理的な枠組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策の導入が必要であると判断しました。

(2) 当社株券等の大量買付行為への対応策の概要

大量買付者が、大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

この対抗措置の発動、不発動等の決定については当社取締役会が原則として最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

さらに、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

大量買付行為への対応策は、2019年3月27日開催の定時株主総会において承認され、その有効期間は、2019年12月期に関する定時株主総会の終結の時までとしております。2020年3月27日開催の定時株主総会においても再度対応策をご承認いただければ、1年間の有効期間で継続することとなります。また、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において大量買付行為への対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。以上により、本対応策は、株主の皆様の意向を反映し導入したものであると判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2019年1月1日
至2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	7,402	7,857	21,646	△1,924	34,982	1,584	6	42	△77	1,556	6,195	42,734
当 期 変 動 額												
剰余金の配当			△1,657		△1,657					—		△1,657
親会社株主に帰属する当期純利益			9,700		9,700					—		9,700
自己株式の取得				△1	△1					—		△1
自己株式の処分				4	4					—		4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—	544	△6	6	11	555	317	873
当期変動額合計	—	—	8,043	2	8,046	544	△6	6	11	555	317	8,919
当 期 末 残 高	7,402	7,857	29,689	△1,921	43,028	2,129	—	49	△66	2,112	6,513	51,654

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 9社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 新日本テクノカーボン(株)、日本カーボンエンジニアリング(株)、(株)NTCM、中央炭素(股)、(株)日花園、NGSアドバンストファイバー(株)、Nippon Carbon Europe GmbH、NIPPON CARBON OF AMERICA,LLC、Nippon Carbon Shanghai Co., Ltd. |
| 重要な子会社の異動 | 当連結会計年度より、中国に連結子会社Nippon Carbon Shanghai Co., Ltd.を設立したため、連結の範囲に含めております。 |
| (2) 主要な非連結子会社の名称 | (有)エス・テー・エス |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 持分法適用の関連会社の数 | 1社 |
| 持分法適用の関連会社の名称 | Nippon Kornmeyer Carbon Group GmbH |
| (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社の名称 | (有)エス・テー・エス、東邦炭素工業(株) |
| 持分法を適用していない理由 | 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社、国内連結子会社日本カーボンエンジニアリング(株)、(株)日花園及びNGSアドバンストファイバー(株)は、定額法を採用しております。国内連結子会社新日本テクノカーボン(株)、(株)NTCMは、建物及び構築物については定額法を、その他の減価償却資産については定率法を採用しております。また、在外連結子会社中央炭素(股)、Nippon Carbon Europe GmbH、NIPPON CARBON OF AMERICA, LLCならびに、Nippon Carbon Shanghai Co., Ltd.は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	17年～50年
機械装置及び炉	9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社の一部は役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

役員株式給付規定に基づく、取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき交付見込額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

当社及び連結子会社新日本テクノカーボン(株)は、「廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

⑦ 工場移転関連費用引当金

生産性向上を目的とし、山梨工場設備を富山工場に移転するに際し、発生する費用の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

③ 連結子会社における簡便法の採用

連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。また、為替予約取引及び通貨スワップ取引については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

② ヘッジ対象とヘッジ手段

ヘッジ対象	ヘッジ手段
外貨建売掛金及び 外貨建予定取引	為替予約及び 通貨スワップ
借入金利	金利スワップ

③ ヘッジ方針

当社グループの社内管理規定に基づき、金利スワップ取引は借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で行っており、為替予約取引及び通貨スワップ取引は為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるものについては、高い有効性があるとみなされるため、検証を省略しております。上記以外は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(9) 追加情報

取締役等に対する株式給付信託(BBT)導入

当社は、取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は128百万円、株式数は427百株、当連結会計年度の期中平均株式数は428百株となります。また、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務

[担保] 有形固定資産 4,847百万円

[債務] 短期借入金 2,710百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 49,477百万円

(注)上記金額には、減損損失累計額を含めております。

3. 期末日満期手形

手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。したがって当連結会計年度末日が金融機関の休日のため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 120百万円

支払手形 268百万円

設備関係支払手形 419百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 118,325百株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	555	50.00	2018年12月31日	2019年3月28日
2019年8月9日 取締役会	普通株式	1,110	100.00	2019年6月30日	2019年8月27日

(注1)2019年3月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(注2)2019年8月9日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2020年3月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり
予定しております。

	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年3月27日 定時株主総会	1,110	100.00	2019年12月31日	2020年3月30日	利益剰余金

(注)2020年3月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。輸出業務等に伴って発生する外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。借入金の用途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、外貨建の営業債権に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「3. 会計方針に関する事項」の「(6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について営業部門及び経理財務担当部署が取引先の期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っており、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権について必要に応じて実需原則に基づき、為替予約取引及び通貨スワップ取引を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の管理については、デリバティブ取引に関する管理規定を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理財務担当部署が資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	17,852	17,852	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※)	14,010 △20		
	13,990	13,990	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	4,835	4,835	—
資産計	36,677	36,677	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,821	5,821	—
(2) 設備関係支払手形	1,620	1,620	—
(3) 短期借入金 （1年内返済予定の長期 借入金を除く）	7,160	7,160	—
(4) 未払法人税等	1,995	1,995	—
(5) 長期借入金 （1年内返済予定の長期 借入金を含む）	4,867	4,870	2
負債計	21,465	21,468	2

(※)受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 設備関係支払手形、(3) 短期借入金、ならびに(4) 未払法人税等

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象としており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理した元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用する合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象としている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載してあります(上記、負債の「(5)長期借入金」参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,208百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

4,080円33銭

2. 1株当たり当期純利益

876円81銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を控除しております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は428百株となります。

(その他の注記)

追加情報

連結損益計算書「火災損失」に関する説明

2019年8月に発生した連結子会社NGSアドバンスファイバー株式会社における火災による生産設備の復旧費用であります。

株主資本等変動計算書

(自2019年1月1日
至2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,402	1,851	6,006	7,857	18,091	18,091
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—	△1,657	△1,657
当 期 純 利 益				—	9,536	9,536
自 己 株 式 の 取 得				—		—
自 己 株 式 の 処 分				—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	7,879	7,879
当 期 末 残 高	7,402	1,851	6,006	7,857	25,971	25,971

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,924	31,427	1,576	6	1,583	33,010
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△1,657			—	△1,657
当 期 純 利 益		9,536			—	9,536
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1			—	△1
自 己 株 式 の 処 分	4	4			—	4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		—	535	△6	529	529
当 期 変 動 額 合 計	2	7,882	535	△6	529	8,411
当 期 末 残 高	△1,921	39,310	2,112	—	2,112	41,422

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の評価方法は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物31年～50年、機械装置及び炉9年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から損益処理しております。
- (5) 役員株式給付引当金
役員株式給付規定に基づく、取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末に負担すべき交付見込額を計上しております。
- (6) 環境対策引当金
「廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。
- (7) 工場移転関連費用引当金
生産性向上を目的とし、山梨工場設備を富山工場に移転するに際し、発生する費用の見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。また、為替予約取引及び通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

② ヘッジ対象とヘッジ手段

ヘッジ対象	ヘッジ手段
外貨建売掛金及び 外貨建予定取引	為替予約及び 通貨スワップ
借入金金利	金利スワップ

③ ヘッジ方針

当社の社内管理規定に基づき、金利スワップ取引は借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で行っており、為替予約取引及び通貨スワップ取引は為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるものについては、高い有効性があるとみなされるため、検証を省略しております。上記以外は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「従業員に対する長期貸付金」は、資産の総額の100分の5以下であるため、当事業年度においては「その他の投資」に含めて表示しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

また、税効果会計に関する注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

(6) 追加情報

取締役等に対する株式給付信託(BBT)導入

当社は、取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は128百万円、株式数は427百株、当事業年度の期中平均株式数は428百株となります。また、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務

下記物件は、工場の建物、構築物、機械装置、炉、車両、工具器具備品、土地をもって工場財団を組成し、下記債務の担保に供しております。

[担保]	滋賀工場	2,813百万円
	富山工場	2,034百万円
	計	4,847百万円

[債務]	短期借入金	2,710百万円
------	-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 32,646百万円

(注)上記金額には、減損損失累計額を含めております。

3. 保証債務

下記の関係会社の借入金について連帯保証を行っております。

NGSアドバンスファイバー(株)	2,135百万円
日本カーボンエンジニアリング(株)	250百万円

4. 期末日満期手形

手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。したがって当事業年度末日が金融機関の休日のため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	81百万円
支払手形	148百万円
設備関係支払手形	340百万円

5. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	2,501百万円
短期金銭債務	765百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売	上	高	4,770百万円
仕	入	高	1,267百万円
営業取引以外の取引高			1,186百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,694百株

(注)普通株式には株式給付信託(BBT)が保有する当社株式427百株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	1百万円
退職給付引当金	102百万円
たな卸資産評価損否認額	25百万円
賞与引当金否認額	66百万円
未払事業税否認額	96百万円
減損損失	624百万円
事業譲渡益	306百万円
未払工場移転費用否認額	88百万円
その他	172百万円
繰延税金資産小計	1,484百万円
評価性引当額(注)	△1,083百万円

繰延税金資産合計 400百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△932百万円
その他	△119百万円

繰延税金負債合計 △1,051百万円

繰延税金資産の純額(△は負債の純額) △650百万円

(注)当事業年度において、評価性引当額が45百万円減少しております。この減少の主な内容は、将来減算一時差異に係る評価性引当額の減少に伴うものであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)(※3)	科目	期末残高(百万円)(※3)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	新日本テクノカーボン(株)	宮城県黒川郡大郷町	493百万円	炭素製品の販売及び製造	所有 直接 50%	監査役1名	当社製品の販売及び仕入等	製品及び半製品の販売(※1)	3,152	売掛金	1,361
子会社	NGSアドバンストファイバー(株)	富山県富山市	1,150百万円	炭化けい素製品の販売及び製造	所有 直接 50%	監査役1名	当社製品の販売及び仕入等	債務の保証(※2)	2,135	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1)製品の販売につきましては、市場価格を勘案し一般の取引条件と同様に決定しており、また、半製品の販売につきましては、当社の予定原価を勘案し、每期協議のうえ決定しております。

(※2)金融機関からの借入に対して、当社が保証を行っているものであります。

(※3)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,744円20銭

2. 1株当たり当期純利益 862円04銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を控除しております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は428百株となります。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務及びその内訳

①退職給付債務	△1,607百万円
②年金資産	1,178百万円
③未積立退職給付債務 ①+②	△429百万円
④未認識数理計算上の差異	81百万円
⑤未認識過去勤務費用	13百万円
⑥退職給付引当金 ③+④+⑤	△333百万円

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用	136百万円
①勤務費用	114百万円
②利息費用	6百万円
③期待運用収益(減算)	△23百万円
④数理計算上の差異の損益処理額	14百万円
⑤過去勤務費用の費用処理額	23百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①割引率	0.4%
②期待運用収益率	2.0%
③退職給付見込額の期間配分の方法	給付算定式基準
④数理計算上の差異の処理年数	

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生翌期から損益処理しております。

⑤過去勤務費用の処理年数

発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理しております。